

社会福祉法人慶愛会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人慶愛会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等（1月あたり出勤日数が、この法人に勤務する正職員の1月あたりの出勤日数の約8割程度を出勤する者で、1日当たりの勤務時間は問わない）については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第2に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、別表3に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者には報酬は支給しない

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月末日日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、給与規定第5条に準じた日とする。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、必要の都度、支払うものとする。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(常勤役員等の報酬の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年度定時評議員会終了後より施行し、社会福祉法人慶愛会役員の報酬等に関する規程は廃止する。

別表1（常勤役員等の報酬）

区 分	月次報酬の額
理事長	500,000円

別表2（非常勤役員等の報酬）

区 分	費用弁償の額
非常勤の理事・監事及び 評議員	年20,000円 1回につき 3,000円
その他	業務の内容、交通費の実費等を勘案してその都度理事長が定める。

別表3 役員等が法人業務のため旅行したとき

- 1) その業務が、法人所在地より出発時間を含め4時間以内に終了すると見込めるもの。
- ①日当を2,000円支払う。
 - ②自家用車を使用した場合は職員の規定により支払う。(走行km÷10×燃料購入単価)
 - ③公共交通機関利用の場合は実費。